

# 栽培履歴調査の実施要領

## 1 目的

契約産地を含む使用農産物全体を対象に、抽出調査で産地・品目を指定して栽培履歴の提出を求め、農薬や肥料の使用状況等の記載された内容を計画的に調査し、大庄が取り扱う食材全体の安全を確保してお客様へ安全・安心な食品を提供する。

## 2 内容

- (1) 使用農産物(使用を検討する対象及び使用直前を含む)の残留農薬分析の実施時に併せて栽培履歴(栽培管理の記録)の提出を求め、播種時期、定植(移植)、及び出荷開始時期との関係を含めて、農薬・肥料等の適正使用等を確認する。
- (2) また、契約産地に対しては事前に栽培計画書の入手に努め、化学合成農薬及び化学合成肥料の削減や大庄特別栽培農産物への協力要請を行い、食材の使用時期における栽培履歴の調査において、大庄特別栽培農産物等の栽培区分の妥当性評価を行う。

## 3 栽培履歴調査項目

①作業記録	施肥・耕起日、播種日、定植日、収穫日
②肥料	名称、メーカー、成分量、有機質比率、施用量、使用日 ※有機質資材を含む
③農薬	名称、使用日、使用量、希釈倍率
④当該地域の慣行栽培基準 (当該県の基準)	化学肥料:窒素量(kg/10a)、節減対象農薬:成分回数
⑤種子・種苗	遺伝子組み換えの有無

※ 栽培履歴において、化学合成肥料の割合が不明の場合は、慣行基準と同等とする。

※ 記載内容について確認が必要と判断した場合は、生産者に対し内容確認を行う。

## 4 抽出調査対象の選定(指定)

- (1) 使用農産物全体を対象にして、残留農薬分析と一体的に実施することとし、対象の選定は残留農薬分析の要領に記載する。
- (2) 調査点数については、総合科学新潟研究所の事業計画に基づき実施する。

## 5 調査結果の対応及び情報提供

- (1) 栽培履歴の調査は、総合科学新潟研究所が実施する。
- (2) 調査で農薬使用基準に抵触していることが明らかとなった場合は、(残留農薬の基準を下回っていても)当該生産者の農産物を使用しない。
- (3) 社内での情報の共有化を図る。
- (4) お客様への情報提供に関する大庄基準に基づき公表する。